

新型コロナウイルス感染症に係る支援策一覧

市町村

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
琴浦町	○新事業創出応援補助金 【メニュー・対象者】① 起業支援事業……町内に住所を有する者 ② 新分野進出事業……町内中小事業者等 ③ オフィス移転支援事業……県外事業者 【支給額】① 対象経費の1/2(上限:500千円) ② 対象経費の10/10(上限:500千円) ③ 対象経費の10/10(上限:1,000千円)	琴浦町商工観光課 商工担当 電話:0858-52-1713
日吉津村	○日吉津村経営継続支援給付金 【対象】令和2年1~12月のひと月の売上が、前年同月比15%以上50%未満減少し、国持続化給付金の対象とならない事業者 【支給額】最大20万円	日吉津村建設産業課 電話:0859-27-5953
大山町	○大山町事業継続支援交付金 【対象】令和2年3~12月のひと月の売上が、前年同月比20%以上50%未満減少し、国持続化給付金の対象とならない事業者 【支給額】最大10万円	大山町企画課 営業企画室 電話:0859-54-5202
南部町	○南部町版持続化給付金 【対象】令和2年1~12月のひと月の売上が、前年同月比15%以上50%未満減少し、国持続化給付金の対象とならない事業者 【支給額】10~20万円	南部町企画政策課 電話:0859-66-3113
伯耆町	○伯耆町事業継続給付金 【対象】令和2年1~12月の売上が、前年同月比30%以上減少している事業者 【支給額】10~20万円	伯耆町産業課 事業継続給付金担当 電話:0859-68-4211
日南町	○日南町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金 【対象】令和2年2~12月の任意の3か月間の収入が、前年同月比15%以上50%未満減少し、国持続化給付金の対象とならない事業者 【支給額】最大100万円	日南町商工会 電話:0859-82-0145 日南町企画課 電話:0859-82-1115
日野町	○日野町版持続化給付金 【対象】ひと月の売上が前年同月比15%以上50%未満減少し、国持続化給付金の対象とならない事業者 【支給額】最大50万円	日野町産業振興課 電話:0859-72-2101
江府町	○江府町持続化給付金貸付事業 【対象】国持続化給付金を申請中の事業者 【貸付額】同給付金が支給されるまでのつなぎ資金として最大50万円	江府町農林産業課 電話:0859-75-6610 江府町商工会 電話:0859-75-2333

※その他、新型コロナウイルス感染症に係る支援策については、本会HPをご覧ください。

鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(概要)

~クラスター発生に機動的に対応し、感染拡大を防止していくことを目的に、9月1日(一部は8月27日)から施行されました~

※本条例では、不特定又は多数の者が立ち入り、又はとどまる施設又は催物において5名以上の患者が発生した場合の患者集団をクラスターと定義しています。

【県民、事業者、県及び市町村の役割】

- ➡県や市町村は、県民及び事業者の取組みを支援するとともに、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- ➡県民及び事業者には、感染予防対策の実施、クラスター発生時の感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。また、感染防止に取り組む施設等を積極的に利用しましょう。

【クラスターが発生したら】

- ➡クラスターによる感染拡大を防止するため、事業者のかたは、直ちに施設・店舗等の使用を停止し、保健所の指導に従って消毒等を行ってください。
- ➡他者の故意による場合や事業者が予防対策を適切に講じていたにもかかわらずクラスターが発生した場合は、県から協力を給付します。
- ➡県は必要に応じて施設名等を公表します。(利用者全員にお知らせできる時は公表は行いません。)
- ➡もし事業者が自主的に適切な措置を講じないときは、県は施設等の使用停止の勧告を行います。

【人権尊重】

- ➡患者やその家族、医療従事者を応援し、一丸となってまん延防止を図りましょう。
- ➡感染者や施設等への誹謗中傷、差別的な言動、プライバシーの侵害は許されません。

【クラスター対策条例に関する問合せ先】 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部 電話0857-26-7958 FAX 0857-26-8143

★ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)」などを活用しましょう。

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
鳥取市	○鳥取市中小企業経営持続化給付金 【対象】令和2年1~12月の売上が前年同月比で30%以上~50%未満減少し、国持続化給付金の対象とならない事業者 【支給額】最大30万円	鳥取市経済・雇用戦略課 給付金担当 電話:0857-30-8255
倉吉市	○倉吉版経営持続化支援事業 【対象】①一般支援型……令和2年1月から12月までの期間において、国の持続化給付金の対象とならない支援対象者 ②家賃・地代支援型…vサーフェティネット保証等の認定を受け、ひと月の売上が前年同月比15%以上50%未満減少している事業者等 ③特別支援型……「宿泊・飲食業」「卸売・小売業」「生活関連サービス業」「観光関連事業」のうち、ひと月の売上が1,000万円以上減少した事業者 ④不動産オーナー支援型……借主に対しその事業所の建物又はその建物の設置を目的とする土地(市内に存するものに限る。)に関する家賃または地代を減免した者 【支給額】①一般支援型 前年同月との売上差額 上限10万円 ②家賃・地代支援型 店舗・事業所に係る家賃地代の1/3を4ヵ月分 上限20万円 ③特別支援型 一律100万円 ④不動産オーナー支援型 減免した額の2/3 上限20万円	倉吉市商工観光課 電話:0858-22-8129
米子市	○米子市事業継続応援給付金 【対象】令和2年1~12月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者等 【支給額】10~50万円	事業継続応援給付金窓口 電話:070-7574-6601、 6602 (担当:米子市商工課 電話:0859-23-5217)
境港市	○境港市新型コロナウイルス緊急対策家賃等補助金 【対象】(1)国の家賃支援給付金の支給決定を受けているもの (2)市内において営業している店舗等の地代・家賃(賃料)等を支払っているもの ※市外で発生する費用は対象外 (3)市税の滞納がないもの 【給付額】国の家賃給付金の金額に2分の1を乗じて得た額。中堅企業、中小企業その他の法人等については300万円、個人事業主等については150万円を限度とする。	産業部水産商工課 商工振興係 電話:0859-47-1056 FAX:0859-44-7957
岩美町	○岩美町経営持続化支援給付金 【対象】国持続化給付金の決定を受け、その上限額50%以上の支給を既に受けている事業者 【支給額】10万円	岩美町商工観光課 電話:0857-73-1416
八頭町	○「新たな日常」応援のための補助金 【対象】コロナ対策による特産品等の認知度向上、新たな観光交流または事業承継に取り組む事業者等 【補助額】補助率10/10、上限20万円等	八頭町商工観光室 電話:0858-72-0144
若桜町	○若桜町中小企業等事業継続支援金 【対象】国持続化給付金の決定を受け、その上限額を超える売り上げ減少額が認められる事業者 【支給額】法人上限200万円、個人上限100万円	若桜町にぎわい創出課 電話:0858-82-2238
湯梨浜町	○湯梨浜町事業継続支援臨時給付金 【対象】令和2年1~12月のひと月の売上が、前年同月比20%以上減少している事業者 【支給額】5~50万円	湯梨浜町産業振興課 商工観光係 電話:0858-35-5383
三朝町	○三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金 【対象】令和2年3~12月の間のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上減少している事業者 ※前年同月は10万円以上 【支給額】10~200万円	三朝町観光交流課 電話:0858-43-3514
北栄町	○北栄町版中小企業等持続化補助金 【対象】県制度融資、特別貸付、マル経融資のいずれかを受けている事業者 【支給額】20~100万円	北栄町産業振興課 農工商推進室 電話:0858-37-3153

※智頭町については、10月中旬頃新たな支援策を公表予定です。